

地震から命、暮らしを守る対策の強化に関する意見書

令和6年能登半島地震では、犠牲者が240人を超え、建物の倒壊や火災、土砂崩れや津波によって甚大な被害がもたらされました。今なお避難生活を強いられている方が多数存在し、仮設住宅も建設が追い付かない中、深刻な状態が続いています。

現在、被災者の切実な願いは、住まいが再建され、安心して住み続けられる環境が整うことです。そのために必要な支援が、それを必要としている被災者にあまねく行き届くことが、今、求められています。

また、首都圏でも直下型地震発生危険が高まっており、防災・減災対策の強化が求められています。東京都が出している防災資料によると、都心南部直下地震が発生した場合、揺れや火災による建物の損壊が、19万4,431棟、犠牲者が6,148人に上るとされています。特に、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物が多い地域や木造密集市街地では、建物の倒壊や大規模火災によって甚大な被害が起こることが想定されます。

一方で、旧耐震基準の建物の耐震化や木造住宅の不燃化は大きく遅れており、このままでは多くの犠牲者を出すことは避けられません。耐震化、不燃化の遅れの大きな要因の一つは、費用負担の重さです。各自治体で助成金制度を設け、耐震化、不燃化の促進がなされていますが、部材の高騰や工賃の上昇などもあり、助成金の効果が縮減されており、大きな効果が上がっていないのが実態です。地震による犠牲者を一人でも減らし、被災地、被災者の再建が確実に進められるよう、国庫支出を増やすことが求められます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 被災者生活再建支援金の対象を「半壊」「一部損壊」「家財損壊」にまで拡大すること。
- 2 住宅・建築物耐震改修事業費の補助率を引き上げること。
- 3 建築物耐震対策緊急促進事業費の補助率を引き上げること。
- 4 不燃化促進事業費の補助率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年3月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} あて